

●高齢者福祉

Q1：認知症高齢者のための支援サービスは、どんなものがある？

A：町では、認知症に対する正しい知識や情報普及のために「認知症センター養成講座」を開催している他、毎月、もの忘れ相談において専門相談員による相談事業を実施しています。認知症などで外出したまま帰宅できなくなった場合、大津警察署と事前に情報共有し、早期発見・保護を目的とした「あんしん声かけネットワーク」があります。事前登録書に本人の特徴や写真などの情報を登録します。

また、高齢者見守り支援の一つとして、町内でサービス提供や活動を実施している地域貢献に取り組む企業や団体（協力団体）と高齢者等見守りネットワークを実施しています。現在、26の協力団体と日常の業務や活動の中で見守り活動を行っています。



Q2：高齢者の健康づくり支援のための取り組みは？

A：高齢者の介護予防・健康増進・認知症予防を目的として、運動教室や各地域、団体で取り組むことのできる「通いの場」、3B体操、太極拳などの講座を行っています。その他実施している事業や教室については、町地域包括支援センターへお尋ねください。

Q3：高齢者の入所施設にはどのような施設がある？

A：施設には、利用者の状況等により以下のものがあります。詳しくは、町地域包括支援センターへお尋ねください。

・養護老人ホーム	・介護医療院
・軽費老人ホーム（ケアハウス）	・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・有料老人ホーム（住宅型・介護付き）
・介護老人保健施設（老健）	・サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）
・介護療養型医療施設	

Q4：高齢者サービスについて、まとめた冊子はある？

A：高齢者が利用できるサービスをまとめた「高齢者サービス情報ガイドブック」を作成し、希望される人へ窓口や訪問時にお渡ししています。どうぞご活用ください。

Q5：最近、親に認知症の症状が見られますが、どこに相談したらいい？

A：認知症の高齢者及びそのご家族からのご相談を、専門の認知症相談員と町地域包括支援センターの職員がお受けしています。また毎月1回、熊本県認知症疾患医療センターの相談員が「ものわすれ相談」を無料で行っております。面談による相談で事前予約制です。相談者のプライバシーや秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

Q6：ひとり暮らしで心配なときに利用できるサービスはある？

A：持病などのある一人暮らしの高齢者等が急病や緊急時に緊急通報センターにつながる「緊急通報装置」の貸与を行っています。介護保険サービスの中にも一人暮らしの高齢者を支えるサービスがあります。要介護認定をお持ちの人は担当のケアマネジャーまでご相談ください。

Q7：家庭で介護の負担を軽減してほしい。

A：紙おむつの支給などを通じて、家族介護世帯の負担軽減を図っています。また、町社会福祉協議会等でも「家族介護者の集い」を行い、介護家族の交流、情報交換を行っています。家族介護者の集いについての詳細は下記までお尋ねください。

大津町社会福祉協議会 ☎ 096(293)2027

Q8：親が高齢で一人暮らしをしています。在宅サービスについて教えて。

A：介護認定を受けていなくても利用できる、高齢の人が自宅で生活することを支援するために様々なサービスを行っています。詳しくは町地域包括支援センターへお尋ねください。

- ・はつらつ元気づくり事業（デイサービス）
 - ・高齢者ホームサポート事業
 - ・まごころ生活支援事業（ワンコインサービス）
 - ・食の自立支援事業（給食サービス）
 - ・ほっとライン体制整備事業（緊急通報装置貸与）
 - ・外出支援サービス
- など

Q9：身体が不自由で外出が困難です。送迎サービスについて教えて。

A：バスや公共タクシーなど公共交通機関を一人で利用することが困難な高齢者（要介護者、障がい者手帳取得者等）ための移送サービスがあります。対象者要件がありますので、詳しくは町地域包括支援センターへご相談ください。

Q10：70歳ですが、今までの知識や経験を活かして働きたい。

A：高齢者の生きがいを創造する活動の一つとして、長年蓄えた知識や優れた技術・能力を地域社会に役立てていただくため、地域に密着した臨時的・短期的な仕事を提供する大津町シルバー人材センターがあります。公益社団法人であり、営利を目的としません。仕事の内容については、大津町シルバー人材センターにお尋ねください。

Q11：介護保険のサービスを受けるにはどうすればいい？

A：町（保険者）に介護保険要介護・要支援認定の申請をして、介護が必要であると認定されることが必要です。

介護認定後、実際にサービスを受けるためには、ケアプラン（介護サービス計画）を作成しサービスを利用する事業者と契約を結ぶ必要があります。施設サービスを利用するときは、入所を希望する施設に直接申し込みます。入所が決定すると、施設で作成するケアプランに基づいてサービスを利用します。手続きに関しては、介護保険課または町地域包括支援センターへお尋ねください。

Q12：ケアマネジャーは何をする人ですか？

A：ケアマネジャー（介護支援専門員）は介護サービスを利用する人の相談に応じたり、自宅や施設で適切にサービスを受けたりできるように、サービス事業者などとの連絡調整やケアプランの作成を行います。

介護認定後、ご自身のケアマネジャーを選び契約を交わす必要があります。手続きなどの詳しい内容は、介護保険課または町地域包括支援センターへお尋ねください。

Q13：介護保険のサービスを利用した場合の自己負担は？

A：介護保険サービスを利用する場合は、要介護度毎に介護保険サービスが受けられる限度が決められています。限度を超えてサービスを利用することもできますが、超えた分は全額自己負担になります。詳しくは、介護保険課へお尋ねください。

●障がい者福祉

Q1：障がい者向けのサービスをまとめた冊子はある？

A：障がい福祉に係るサービスや各種制度を掲載した障がい福祉ガイドブックを令和4年度に作成しました。町のホームページにも掲載していますのでぜひご活用ください。

Q2：障がい者の相談はどうすればいい？

A：福祉課内「ふくしの相談窓口」に「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、相談支援専門員が、障がいに関するいろいろな相談を受けてアドバイスを行っています。生活のことやサービスのことなど、どんなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

Q3：障がい者の就労支援はありますか？

A：障害福祉サービスの中で就労継続支援というサービスを実施しています。通常の事業所等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行っています。ご相談は、障がい者基幹相談支援センター（ふくしの相談窓口内）、大津町の各相談支援事業所、熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」をご利用ください。

Q4：障がい者手帳を取得するにはどうすればいい？

A：手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があります。

- ・身体障害者手帳は、身体に永続する障がいがあり、障がい認定基準に該当する人に熊本県知事から交付されます。指定された医師から診断書を記入してもらい福祉課に申請してください。
- ・療育手帳は、知的障がいがおおむね18歳までに現れ日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、熊本県知事から交付されます。福祉課に申請してください。
- ・精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に対して、熊本県知事から交付されます。指定された医師から診断書を記入してもらい福祉課に申請してください。

Q5：家族に障がい者がいるが緊急時に一時預かりできますか？

A：障がい者（児）の宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供する「日中一時支援事業」や、家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できる「短期入所（ショートステイ）」の利用ができます。利用には該当要件がありますので、福祉課にご相談ください。

Q6：障がい者の住宅改造に対する支援はあるの？

A：自宅で生活する重度の障がいのある人が、住宅を住みやすいように改造するために費用の一部を助成する事業があります。改造後の申請はできませんので、福祉課まで必ず事前にお問い合わせください。

Q7：子どもの発達に心配があるので相談したい。

A：発達が気になる子どもや支援を必要とする子どもに対する相談は、障がい者基幹相談支援センター（ふくしの相談窓口内）や、福祉課、大津町の各相談支援事業所、菊池圏域（菊池市・合志市・大津町・菊陽町）の人が利用できる菊池圏域地域療育センターゆうす、熊本県北部地域の人が利用できる熊本県北部発達障がい者支援センターわっふるにお気軽にご相談ください。

●地域・生活福祉

Q1：会社を解雇され困っている。どこに相談すればいい？

A：社会福祉協議会内に相談窓口があります。生活費や今後の生活に関する相談ができる、必要な支援への繋ぎを行います。

Q2：災害時の一人暮らしの高齢者や障がい者の支援は？

A：災害時避難行動要支援者名簿を作成しており、名簿を区長、民生委員へ提供し、日ごろの見守りや災害時の配慮に役立ててもらっています。名簿登録には本人の同意が必要ですので、福祉課へ相談していただき同意をお願いします。しかしながら、災害時の支援は、区長、民生委員のみでは避難行動支援が難しいことも予想されますので、日ごろから災害時の支援者を事前に決めたり、近隣地域住民に協力ををお願いしたりするなど、避難時の準備をお願いします。

Q3：民生委員とはどういう人で、どんな相談を受けてくれるの？

A： 民生委員は、地域で生活するみなさんの見守りを行っている人です。高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの情報把握に努められています。特に、1人暮らし高齢者など、日ごろからの見守り活動をされています。生活で困っていることなどがありましたら相談していただくことができますし、解決に向けた支援のために、役場へ情報提供して繋いでもらいます。民生委員は、「福祉の気持ち」でボランティア活動されている人です。民生委員も全ての生活上の困りに対応できるものではありませんが、地域を良くするために懸命に活動されていますので、地域のみなさまのご協力をお願いします。

Q4：生活保護はどんな場合に受けられるの？

A： 生活保護は、収入が減少し、生きていくための最低限の生活が困難となる場合に、国が生活をサポートする制度です。世帯人数や世帯の状況により、生活費の基準があり、現在の収入が生活費の基準を下回る場合などが生活保護を受けられます。生活にお困りの場合は、役場「ふくしの相談窓口」、福祉課、社会福祉協議会へご相談ください。

Q5：ボランティアをお願いしたい場合はどうすればいい？

A： ボランティアの受付は社会福祉協議会で行っています。お願いしたい内容など社会福祉協議会へご相談ください。

●健康・保健

Q1：健康診断を受けたいがどうすればいい？

A： 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人で、指定された施術所において、1回1,000円分を町が負担します。事前に健康保険課の窓口に健康保険証を持参してください。ただし、国保税（料）の滞納がある場合は、利用できません。

※1人年間30枚まで

Q2：鍼灸券の助成制度について教えて。

A： 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人で、指定された施術所において、1回1,000円分を町が負担します。事前に健康保険課の窓口に健康保険証を持参してください。ただし、国保税（料）の滞納がある場合は、利用できません。

※1人年間30枚まで

Q3：健康に関する講座を受けたい。

A： 町の保健師や管理栄養士による「出前講座」を実施しています。内容は、生活習慣病の予防や、健康づくり全般です。ご希望の際は、生涯学習課へお申し込みください。

Q4：日曜日や夜間などに開いている病院はどこ？

A： 休日当番医や夜間診療機関については、広報おおづや町ホームページで確認できます。また、菊池郡市医師会及び医療情報ネット（ナビイ）においても確認できます。

●母子保健

Q1：妊婦健診の助成は？

A： 妊婦健診の健診料を、補助の上限内で助成します。母子手帳交付時に、14回分の受診票を発行します。妊娠期に転入された人には、受診されていない分の受診票を発行します。

Q2：産後ケア事業の利用方法は？

A： 対象者は、大津町に住所を有する産後1年未満のお母さんと赤ちゃんです。事前に町へ申請し、利用決定を受ける必要がありますので、まずはご相談ください。
(感染性疾患にかかっている人、医師による医療が必要と診断されている場合などは利用できません。)

Q3：乳幼児の予防接種を教えてほしい。

A： 乳幼児の定期予防接種は、町が指定する医療機関にて個別で実施しています。接種には事前の予約が必要となります。定期予防接種ワクチンにはロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、5種・4種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症などがあります。

予防接種を受けるには、母子健康手帳と予診票が必要です。予診票は町子育て・健診センターにて交付しておりますが、予診票の交付には母子健康手帳が必要です。接種履歴が確認できない場合は予診票の交付はできません。詳しくは町子育て・健診センターにお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。

Q4：母子健康手帳の手続きは？

A： 町子育て・健診センター1階（健康保険課母子保健係）で交付します。大津町妊娠届出書、マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書を持参ください。妊娠届出書はホームページからダウンロードが出来ます。

●子育て支援

Q1：子育てに関するイベントを教えて。

A： あいあい（子育てイベント情報チラシ）でお知らせします。詳しくは町ホームページをご確認ください。
(町HPアドレス：
<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/site/kosodate/2553.html>)

Q2：保育所や認定こども園へ入所するには？

A： 子育て支援課で入所申込手続きが必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。
(町HPアドレス：
<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/site/kosodate/1166.html>)

Q3：延長保育や一時保育は可能なの？

A： 各保育園で延長保育を行っています。一時保育や休日保育を行っている保育園もあります。詳しくは町ホームページをご確認ください。
(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0031813/index.html>)

Q4：育児や子育ての相談をしたい。

A： 町子育て・健診センターでは毎月育児相談を行っています。お子さんが健やかに育ち、また、保護者が安心して育児ができるよう、お子さんの発育や発達、予防接種について、保護者の悩み等、さまざまな相談をお受けします。困ったことや、心配なことがありましたら、気軽にご相談ください。日程等をご案内いたしますので、事前に電話予約をお願いいたします。詳しくは町子育て・健診センターにお尋ねいただくな、ホームページをご覧ください。

また、子育て支援課内では、子ども家庭総合支援拠点があります。子ども家庭支援員（保健師、保育士など）が子育てに関する様々な相談に応じます。対象は、妊娠婦や0歳～18歳までの子どものいる家庭（保護者）です。各機関と連携をし、必要な情報の提供や寄り添い支援を継続的に行います。不安や悩みごとがありましたらお気軽にご相談ください。詳しくはホームページをご覧ください。

(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/site/kosodate/1182.html>)

Q5：出産直後の家事や育児に不安があります。

A： 訪問ヘルパー事業「ママヘルプ」があります。事前に登録が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。
(町HPアドレス：<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0034843/index.html>)

Q6：病気の子どもを預かってくれる施設はある？

A： 病児・病後児保育が利用できます。事前に登録が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください。
(町HPアドレス：
<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/site/kosodate/1381.html>)

Q7：近所の子どもが虐待をうけているかも。相談は？

A：児童相談所全国共通ダイヤル（電話番号：189（いちはやく））で、24時間365日、近くの児童相談所につながります。

Q8：ひとり親家庭や児童扶養手当で相談したい場合は？

A：ひとり親、児童扶養手当については福祉課にご相談下さい。また、各世帯に配布されている「大津町　暮らしの便利帳」の75ページにもひとり親家庭への支援についての記載があります。

Q9：学童クラブを利用したいけど？

A：放課後児童の健全育成のため、学童保育を行っています。申し込みは各学童保育施設になります。詳しくは町ホームページをご確認ください。
(町HPアドレス：
<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/site/kosodate/1288.html>)

Q10：子どもの医療費助成は？

A：町では、満18歳（高校3年生相当年齢）まで医療費の助成を行っています。県内医療機関で外来受診された場合、健康保険が適用される医療費の自己負担分（2割～3割）については、「子ども医療費受給者証」の提示により、自己負担が発生しません。
また、入院された場合や県外医療機関・整骨院等を受診された場合は、いったんお支払いいただき1年以内に手続きをすることにより払い戻しをします。

●小中学校

Q1：外国の文化や英語学習はどのように行われている？

A：小学校では5・6年生は英語、3・4年生は外国語活動の時間で、中学校では英語の時間を通して、コミュニケーション能力の基礎を養っています。また、小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、外国の言語や文化に親しみをもてるようにしています。

Q2：不登校の子どもに対する支援は？

A：教育支援センターでは、不登校の子どもたちや保護者などを対象とし、相談や支援を行っています。

Q3：小中学校の所在地と校区割りを知りたい。

A：小中学校については、各学校のホームページがありますのでそちらをご覧ください。大津町ホームページにリンクがあります。校区割りについては、行政区で校区を設定していますが、一部の行政区は校区が分割されていますので、詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

Q4：小規模特認校に行きたいけど手続きは？

A： 大津町では、大規模校区（大津小、美咲野小、室小）に住んでいる就学予定の児童（来年度新小学1年生）が希望すれば、小規模特認校である大津東小学校に通うことができます。例年10月ごろまでに募集を行いますので、広報おおづや町ホームページをご確認ください。

●住民票や証明書など

Q1：夜間や休日に住民票や証明書を取れますか？

A： 毎週水曜日は、午後7時まで住民課窓口を延長し、証明書発行業務を行っています。

Q2：コンビニで住民票や証明書を取れますか？

A： 利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニエンスストア等で住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、課税台帳記載事項証明書が取得できます。利用時間は一部店舗を除き、午前6時30分から午後11時までです。（12月29日から1月3日及びメンテナンス作業日は利用できません。）マイナンバーカード受け取り時に設定した数字4桁の暗証番号の入力が必要です。コンビニ交付の詳細については町ホームページをご覧ください。

Q3：郵送で住民票などを取れますか？

A： 郵便で証明書を取得できます。必要なものは、申請書、本人確認書類、定額小為替、返信用封筒（切手を貼り、送付先を記入したもの）です。戸籍の請求については、続柄が確認できる戸籍等が必要な場合もあります。申請書については町ホームページの申請書ダウンロードコーナーにあります。

Q4：印鑑登録証や印鑑を紛失した場合、どうしたらいい？

A： 印鑑登録証の再登録が必要です。本人が来庁され、公的機関が発行した顔写真付の身分証明書を持参された場合は即日登録できます。その他、代理人による登録などについては詳しくご説明いたしますので住民課へお尋ねください。

Q5：住んでいるところの役所で、戸籍謄本などの戸籍証明書は取れますか？

A： 令和6年3月1日より、全国どこの市町村窓口でも戸籍謄本や除籍謄本、改正原戸籍謄本が取得できるようになりました。

ただし、戸籍謄本や除籍謄本、改正原戸籍謄本以外の戸籍証明書は、本籍地の市町村でのみ取得が可能となっていますのでご注意下さい。

市町村によっては、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付で取得できる場合もありますので、本籍地の市町村にご確認ください。

※ 本籍地の市町村以外に申請される場合、本人または配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）が本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）を持参された場合のみ発行が可能です。代理で申請される場合は、本籍地の市町村へ申請が必要となりますのでご注意下さい。

●税金

Q1：税金の支払い方法を知りたい。

A：町税の支払い方法は、大きく分けて口座振替と納付書払いの2つがあります。口座振替は、事前に振替口座を登録することで、納期限日に登録口座からの引き落としが可能です。納付書払いは、納付書の裏面に記載された金融機関・郵便局での支払いの他に、バーコードが記載された納付書であれば、コンビニエンスストアでの支払いや、スマートフォン・クレジットカードを利用した支払いも可能です。

また、二次元バーコードが記載された納付書は、スマートフォンなどで「地方税お支払いサイト」にアクセスし、カメラでバーコードを読み取って電子決済が出来ます。（ただし、納期限内の支払いに限ります。）

Q2：住民税の申告が必要なのはどのような人ですか？

A：1月1日に大津町に住所がある人は原則として申告が必要です。ただし、確定申告をした人、前年中の所得が給与または公的年金のみの人は基本的に申告の必要はありません。（医療費控除や雑損控除などを受けようとする場合は申告が必要です。）申告が必要かどうかわからない場合は税務課にお尋ねください。

Q3：年金収入しかないので住民税の申告は必要ですか？

A：公的年金のみの人は申告する必要はありません。ただし個人年金の収入がある場合や医療費控除や雑損控除などを受ける場合は申告が必要です。
また、障害年金や遺族年金などの非課税年金は、原則申告不要ですが、その他に収入がなく、どなたの扶養にも入っていない人は課税収入〇の住民税申告が必要です。

Q4：退職して現在無収入ですがなぜ住民税がかかるのですか？

A：住民税は前年中の所得に対してかかります。前年中にお仕事をして所得があった場合は、今年度に住民税がかかることになります。

Q5：5月に廃車した軽自動車の納税通知書が届いたが、払わなければならぬですか？

A：軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。5月に廃車された場合も今年度の税金についてはお支払いをお願いします。また、県外で廃車（名義変更等）をされた場合は、廃車手続きの他、税止めの申告も必要になりますので、忘れずに申告をお願いします。

Q6：軽自動車税をスマートフォンから支払ったため、納税証明書を持っていないので、車検用納税証明書を発行できますか？

A：車検用納税証明書が必要な場合は、住民課窓口で発行できます。軽JNKS（軽自動車納付確認システム）が導入されているため、四輪については継続検査窓口での納税証明書の提示は不要です。ただし、未納がある人や、納付直後に車検をする人についてはこの限りではありませんので、必要な場合は税務課にお尋ねください。

Q7：住宅を新築して4年目になりますが、税金が急に上がったのはなぜですか？

A： 新築住宅の場合、住宅の120m²までが1/2に減額される軽減が受けられます。この軽減が適用されるのは3年間のため、4年目は通常の税額に戻ります。（長期優良住宅の場合、新築軽減は5年間です。）

Q8：令和6年度に実施される定額減税とはなんですか。

A： 定額減税とは国の経済政策の一環として、1人あたり所得税3万円、住民税1万円が減税される制度となっています。住民税の減税額については、納税通知書又は、会社を通じて通知される税額通知書内に記載していますので、ご確認ください。その他、ご不明な点があればお尋ねください。

また、所得税の減税については、所得の種類によって様々な方法により減税されますので、詳細については、菊池税務署（0968-25-2121）へお尋ねください。

●国民健康保険

Q1：会社を退職し国民健康保険に入るにはどうすればいい？

A： 健康保険の資格喪失証明書または離職票など、退職日が記載された書類を持参してください。

Q2：医療費が高額になった場合の手続きは？

A： 事前に、健康保険証を持参していただき窓口で申請すると、「限度額認定証」を交付しますので、医療機関の窓口に提示することで限度額までの支払いとなります。限度額認定証の提示をされなかった場合は、いったん支払ったあと、健康保険課で手続きをされると、後日返金いたします。

Q3：70歳になりますが、病院の負担割合が変わりますか？

A： 誕生日の翌月から2割または3割負担となります。誕生月に、高齢受給者証の交付式を実施しますので、郵送にて対象者の人にご案内します。

●後期高齢者医療保険

Q1：入院時の食事代が安くなる認定証があるのですか？

A： 世帯の住民税が非課税の場合、申請することで食事代が減額となる認定証を交付します。

Q2：被保険者証の負担割合はどのように決めるのですか？

A： 住民税の課税所得が145万円を超える場合は3割負担、住民税の課税所得が28万円を超える場合、2割負担、課税所得が28万円未満の場合、1割負担となります。それぞれの負担割合については、個人の収入の要件で異なりますので、詳しくはお尋ねください。

●ごみ・環境・ペット

Q1：粗大ごみの収集方法を教えてください。

A： 町指定のごみ袋に入らないものが「粗大ごみ」となります。収集を依頼する場合は、事前に(有)日野環境（096-239-2156）へ予約し、粗大ごみ指定ステッカー購入・貼り付け後、指定の日に収集を行います。詳しくは「ごみ収集カレンダー」もしくは「大津町ごみ分別アプリ」でご確認ください。

Q2：町で収集できないごみはありますか？

A： 事業所（商店・事務所等）から出るごみ、廃タイヤ、廃油缶等は町で収集できません。詳しくはごみ収集カレンダーもしくは「大津町ごみ分別アプリ」でご確認ください。

Q3：家庭用電動式生ごみ処理機の購入費補助はありますか？

A： 家庭用電動式生ごみ処理機を購入された場合は、購入費の1/2（上限3万円）を補助する制度があります。補助金には要件がありますので、詳しくは環境保全課へお尋ねください。

Q4：家から出るごみを庭で燃やしていいですか？

A： 決められた施設以外での廃棄物の焼却は法律で禁止されています。家から出るごみは、分別し町指定の袋に入れて、指定の日にごみステーション等に出してください。

Q5：野犬が徘徊して怖いので捕獲してほしい。

A： 野犬は、狂犬病予防法に基づき町や保健所で捕獲を行いますので、環境保全課へご連絡ください。

●相談

Q1：法律に関する相談を無料で出来ますか？

A： 毎月第2、第4木曜日の午前10時から正午まで法律相談を実施しています。1人20分となっており、住民課への予約が必要です。

Q2：いじめや差別などの相談窓口はありますか？

A： 人権推進課人権推進係で受け付けています。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

Q3：心身の健康に関する相談はできますか？

A： 大津町では毎週月曜日午前9時から午後3時（年末年始や祝日は除く）、こころの健康相談を実施しています。個人情報や個人の秘密は固く守られますので、身近な相談窓口としてお気軽にご相談ください。詳しくは町子育て・健診センターにおたずねいただぐか、ホームページをご覧ください。

Q4：DV（配偶者等からの暴力）について相談できる場所は？

A：人権推進課男女共同参画推進係で相談を受け付けています。配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいたら、ひとりで悩まずご相談ください。DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。相談は無料です。秘密は守られます。

Q5：境界のトラブルを相談したいのですが。

A：法律相談を希望される場合は住民課へご予約ください。

Q6：身に覚えのない請求メールが来た。どうすればいい？

A：身に覚えのないメールやはがき、SNSを通しての請求通知は基本的には支払う必要はございません。大津町では広域連携として菊陽町、西原村と協定を結んでおり、平日いずれかの町村で消費生活相談を受け付けております。ご心配な場合はご利用ください。

Q7：悪質商法、契約トラブル、振り込め詐欺といった消費生活の相談をしたいのですが。

A：毎週火曜日と金曜日の午前10時から午後4時（年末年始や祝日は除く）に役場又は電話にて消費生活相談を無料で受け付けています。大津町の他、菊陽町役場（月曜日・木曜日）、西原村役場（水曜日）でも相談できます。専門の相談員が対応します。相談をご希望の場合は総務課へご連絡ください。

役場総務課 ☎096(293)3111

菊陽町（総合政策課） ☎096(232)2112

西原村（企画商工課） ☎096(279)3112

●住宅

Q1：町営住宅に入居するにはどうすればいいですか？

A：町営住宅は住宅に困っておられ、大津町に住んでいるか、勤務地が大津町の人で、比較的所得の低い世帯であり、原則同居される人がいることなどを入居基準として、年4回程度広報紙により公募しています。受付期間前に都市計画課住宅係までご相談ください。

Q2：建築物の耐震診断や耐震改修費用の補助はありますか？

A：戸建て木造住宅の耐震診断については、「大津町戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」という補助があります。

戸建て木造住宅の耐震改修等については、「大津町戸建て木造住宅耐震改修等事業」という補助があります。

（対象家屋）

新耐震基準を満たさない（昭和56年5月以前に着工した）家屋及び熊本地震で被災した家屋で現に居住中であるもの等

※補助事業により要件が異なるので、詳しくは都市計画課建築係へお尋ねください。

Q3：高齢者や障がい者等が住む場所（アパート等）を支援する制度はありますか？

A： ふくしの相談窓口で相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
お問い合わせ 役場福祉課 ☎096(293)3510

●交通

Q1：乗合タクシーを利用したいけど手続きは？

A： 利用者登録などの手続きは必要ありません。地区ごとの予約専用電話番号にお電話のうえ予約してください。（詳細は41ページを参照ください）

Q2：カーブミラーを設置してほしいけど手続きは？

A： 新設のカーブミラー設置については、区からの申請を受け付けておりますので、まずお住まいの地区の区長さんにご相談をお願いします。町では区からの要望を受け、現地調査をし、町と大津地区交通安全協会と警察とで協議し、設置箇所を決定しています。

Q3：車が飛ばすので速度規制をかけてほしいのですが。

A： 速度制限、一時停止などの規制や横断歩道の設置などは熊本県公安委員会が調査を実施したうえで行っており町ではできません。町は要望がありましたら警察と協議をしますので、防災交通課までご相談をお願いします。

Q4：違反駐車される場所があるので取り締まってほしい。

A： 取り締まりは警察が行っておりますので、警察にご相談をお願いします。

●商工

Q1：事業者に対する支援制度はありますか？

A： 店舗改装等に伴う利子補給制度があります。

Q2：大津町にはどんな祭りがありますか？

A： 大津町には春の『大津つつじ祭』（開花時期に合わせて4月中旬以降に開催）、夏の『大津地蔵祭』（例年8月23日・24日に開催）、秋の『からいもフェスティバル』（11月の第2日曜日に開催）の3つの大きな祭りがあります。